

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和元年度）

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
 事業者名 小田急電鉄株式会社
 代表者名 取締役社長 星野 晃司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
通勤車両5000形新造	・移動等円滑化基準への適合とともに、車両毎にフリースペースを設置した新型通勤車両5000形（10両編成）を1編成導入する。 (2019年度)	・1編成導入済み。
通勤車両1000形リニューアル	・2編成（4両固定1編成・10両固定編成1編成）のリニューアル工事を行う。 (2019年度) ※リニューアル内容：フリースペース設置（編成内2箇所）、ドアチャイム／開閉ランプ設置、車内LCD（2画面）設置による情報提供、座席前手すりの増設、車外行先種別表示装置（次停車駅表記対応）のフルカラーLED化等	・2編成リニューアル工事済み。
特急車両30000形リニューアル	・2編成（4両固定1編成・6両固定1編成）のリニューアル工事を行う。 (2019年度) ※リニューアル内容：フリースペース設置、多目的室設置、ドアチャイム／開閉ランプ設置、車いす・オストメイト対応トイレ設置、デッキ手すり部車内案内点字表記、座席握り設置、座席番号点字表記、車外案内表示装置（フルカラーLED化）設置、車両間転落防止放送装置設置等	・2編成リニューアル工事済み。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) その他

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(特急等車両)	26編成(146両)	18編成(106両)	26編成	26編成	18編成	26編成	26編成
普通鉄道(その他)	138編成(938両)	117編成(826両)	117編成	0編成	0編成	121編成	138編成
(合計)	164編成(1084両)	135編成(932両)	143編成	26編成	18編成	147編成	164編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道(特急等車両)、普通鉄道(その他)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。